

佐賀県告示第 247 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
佐賀県看護協会か んざき訪問看護ス テーション	神埼郡吉野ヶ里町吉田 337 番 地 2	平成 28 年 3 月 31 日
訪問看護ステーシ ョンさわやか	唐津市相知町相知 2264 番地	平成 29 年 3 月 10 日
溝上薬局本店	佐賀市水ヶ江一丁目 1-11	令和元年 12 月 31 日
やつぎ外科内科ク リニック	佐賀市長瀬町 9 番 25 号	令和 2 年 2 月 29 日